（別添様式 1）

独立行政法人国際交流基金　御中

令和 8 年 11 月 25 日付公示「2027 年 7 月・12 月日本語能力試験仕分用封筒作成業務（単価契約）」に係る入札（以下「本件入札」という。）の資料請求にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 請求者は、本件入札資料入手によって知り得た「2027 年 7 月・12 月日本語能力試験仕分用封筒作成業務（単価契約）」に関する機密情報（以下「本件機密情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の本件機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
2. 請求者は、本件入札参加中及び参加後において、本件入札に従事する請求者の従業員に使用させる場合を除き、本件機密情報を第三者に提供・開示しないこと。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合を除く。
3. 請求者は、本件機密情報について、本件入札参加の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製又は改変しないこと。ただし、事前に国際交流基金（以下「JF」という。）から書面による承諾を受けた場合を除く。
4. 請求者は、本件入札の参加が終了したときまたは参加を取りやめたときは、本件機密情報（前項において JF の承諾のもと複製した場合には、当該複製物を含む。）を直ちに返還するか又は、本件機密情報の返還が不可能ないし著しく困難な場合には、JF の指示に従い適切な方法により廃棄するものとする。
5. 請求者は、前 4 項に違反する事態が発生したことを知ったときは、直ちに JF に報告し、JF の指示に従うこと。
6. JF は、本件機密情報の適切な取扱いのために必要があると認めるときは、請求者に本件機密情報の管理状況を報告させ、又は請求者に対して当該管理状況を改善すべきことを指示することができるものとし、請求者は、正当な理由のない限り、この指示に従わなければならないものとする。
7. JF は、請求者の本件機密情報の管理状況について、通常の営業時間内に事前連絡の上、検査し、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、請求者は、この検査又は資料提出を、正当な理由のない限り、拒むことができないものとする。
8. 請求者は、本件機密情報を利用する請求者の従業員を必要最小限に限るとともに、当該従業員に対し、本項において請求者が負う義務と同様の義務を負わせるものとする。
9. 請求者が第 1 項から前項までの規定のいずれかに違反したときは、JF は直ちに請求者の本件入札への参加を取り消すことができる。ただし、他の事由による参加取り消しを妨げない。
10. 請求者が第1項から第8項までの規定に違反したことにより、JF 又は第三者に損害を与えたときは、請求者はその損害を賠償するものとする。ただし、他の事由による損害賠償請求を妨げない。
11. 請求者が本件入札資料入手によって知り得た情報のうち、第 1 項に定める本件機密情報以外の情報であって、JF が秘密である旨を明示した情報については、第 1 項から前項までの規定を準用する。

年　　月　　日

本件入札資料請求者

住 所

代表者名　　印